

造船業における飛来・落下災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	17~18	本社工場7船台新船艙側デッキ上で、ガスホースを片付けようと巻いている時、酸素ホースの継ぎ目が外れ、酸素の圧力がかかっていたのでホースがはね、右眼に当たり負傷する。	29	50~99
3	13~14	S-K110番船NO4ホールド左舵側上甲板上にて、鋼製パレット内のマンホールカバー（10枚重ねを番線にて4点固締）をパレットよりデッキに搬出する際、マンホールの取っ手にナイロンスリングを通し、デッキクレーンにて高さ約1Mのところまで吊り上げたところ、番線が破断し、玉掛け補助に従事していた被災者の右足甲部にマンホールカバーが落下した。（マンホールカバー30kg×10枚=約300kg）	65	10~29
3	11~12	被災者は単独で、ストレートグラインダーを借りるため定盤の総組ブロックの船底外板側で、センターエレクション部の磨き作業を行っていた作業員に近付いた。ストレートグラインダーを借りた後、ドックの建造船に向かいながら約3m離れた場所でシームをワイヤブラシにて研磨していた作業員の方を見た際、ワイヤブラシのワイヤが飛来して、被災者の目を直撃し、左目を受傷した。（ワイヤの飛来距離約3m）	23	100~299
4	14~15	高所作業車を使用し、貫通ピースを取り付ける際、仮付け溶接奥の配管と貫通ピースのスリーブが干渉して、貫通ピースの座金に隙間が発生した。10mmレバーブロックをゆっくり数回に分けて巻いてる時に、貫通ピースの仮付け溶接が外れ、700mmの高さから落下して、貫通ピースが右手に当たり受傷した。	64	1~9
7	10~11	CO ₂ 送給装置（約10kg）を持ち上げた時に、ふらついてしまい、その反動で左足首を捻り、その上に送給装置を落としてしまい受傷した。	30	1~9

7	17～ 18	造船所構内において、ホースパイプを正規位置に持っていくために同僚がクレーンで吊って引き上げていた。このとき、ホースパイプの向きが合っていなかったため、被災者がレバブロックを使用してホースパイプを回転させようとしたところ、本来かかるべき方向とは違う向きの力がピースにかかり、ピースが被災者の方向へ飛んできて、それが足に当たって受傷した。	55	50 ～ 99
7	14～ 15	当社作業現場にて、単独で、ジャッキアップシリンダ（約5kg）を用いて外板の取付け作業を行っていた。シリンダの受けとして角ピースを取付け、外板の位置決め調整をしていた際に、角ピースの仮付け溶接が不十分であったため、角ピースが外れたのと同時にシリンダが安全靴の保護されていない部分に落下し（高さ約2m）、右足を負傷した。	53	10 ～ 29
9	15～ 16	当社道具庫にて、ストレートグラインダー（ベビーサンダー）で攪拌機に付着したペンキの除去作業をしているときに、装着していた保護具（シールド付ヘルメット）の隙間から飛散したワイヤーが右目に刺さり受傷した。	25	50 ～ 99
9	14～ 15	事業所内工場で被災者が部材の取り付け作業を行っていた時、加害者がクレーン作業において、リフティングマグネットで部材を配材しようとしていた所、作業者のいない所を通り配材するつもりが操作を誤りかがんで作業をしていた被災者の背中に落ちてしまい、ケガを負わせてしまった。ウォールクレーンをめんどくさからずに、真中の方にずらしていたら作業者のいない所を確実に通れ配材出来ていた。サイレンを確実に鳴らしていれば、被災者はよけていたので、災害は起こらなかった。	50	1～ 9
10	15～ 16	作業場にてブロック大組作業中、部材を正規位置に合わせるため、油圧ジャッキを用いて加圧した際に、ジャッキと使用治具が外れ、被災者の左手に当たり受傷した。	22	1～ 9
10	11～ 12	敷地内にて台船（鉄の箱）に鉄板を取り付ける作業をしていた時、鉄板（4m×0.25m、約60kg）が滑って落下し、頭部に当たり転倒した。	45	1～ 9

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html